

定款第50条の規程に基づき、広島医学会規則を次のように定める

## 目 次

第1章 組織等 (第1条—第8条)

第2章 広島医学会総会 (第9条—第11条)

第3章 広島医学編集委員会 (第12条—第14条)

補 則 (第15条—第17条)

附 則

# 広島医学会規則

社団法人 昭和23.7制定

一般社団法人 平成26.4改正

〃 26.6改正

〃 29.3改正

## 第1章 組織等

(学会の役員)

第1条 学会に次の役員を置く。

- (1) 会頭 1名
- (2) 専任理事 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 評議員 若干名

(会頭及び他の役員の選任)

第2条 会頭は、県医師会長が兼任し、その他の役員は会頭がこれを委嘱する。

(学会の役員の職務)

第3条 会頭は、学会を代表し、学会の会務を総理する。

- 2 専任理事は会頭を補佐して本会の運営に任ずる。会頭に事故あるときは専任理事がその職務を代理する。
- 3 理事は、会頭、専任理事と共に学会理事会（以下理事会という）を組織し学会の会務を処理する。
- 4 評議員は評議員会を組織し会務を議する。

(学会の役員等の任期)

第4条 学会の役員の任期については、定款第33条の規程を準用する。

(理事会等への出席発言)

**第5条** 専任理事は広島県医師会の理事会及び代議員会に出席して、意見を述べることが出来る。

(構成員)

**第6条** 本会は次の会員を以て組織する。

会員 広島県医師会会員

本会の事業に対する功労により会頭の推薦せるもの

準会員 医学特志研究者にして会頭の承認を得て入会したもの。

(名誉会員)

**第7条** 本会に特別の功労のあった者、医学医術の向上に貢献した者など特別に会員として待遇することが適當と認められる人があるとき、会頭は学会総会の賛成を経て名誉会員とすることができます。

(顧問)

**第8条** 本会に顧問をおくことができる。顧問は会頭がこれを委嘱し、その任期は会頭の任期による。

## 第2章 広島医学会総会

(学会総会)

**第9条** 広島医学会総会（以下「医学会総会」という。）は、年に1回開催する。

(会長、準備委員長)

**第10条** 医学会総会の運営は会長がこれに当たる。会長は総会の推薦に基づいて市郡地区医師会長のうちから会頭がこれを委嘱する。

2 会頭は医学会総会のために会長の推薦に基づいて、準備委員長1名及び準備委員を委嘱する。

(顕彰)

**第11条** 会頭は会員の医学医術の振興に寄与した者に対してその業績を顕彰することができる。顕彰に関する規則は別に定める。

## 第3章 広島医学編集委員会

(編集委員)

**第 12 条** 「広島医学編集委員会」(以下委員会という) に委員長 1 人、委員若干名を置く。委員は理事会の議を経て会頭がこれを委嘱し、委員長は委員の互選による。

(誌上発表)

**第 13 条** 会員は「広島医学」誌上にその研究の成果を発表することができる。

(投稿規定)

**第 14 条** 投稿に関する規定は、理事会の議を経て会頭がこれを定める。

### 補 則

**第 15 条** 医学会に関する事業計画、予算決算等についての審議は、広島県医師会の理事会においてこれを行う。

**第 16 条** 本規則に定めのない事項については理事会の議を経て会頭がこれを定める。

**第 17 条** 本規則の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

### 附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

この規則は、平成 26 年 6 月 8 日より施行する。

## 広島医学会賞に関する規約

**第1条** 本賞は医学医術の振興に寄与した会員の業績を顕彰することを目的とする。

**第2条** 本賞受賞者は広島医学会会員であることを要する（準会員を除く）。

**第3条** 本賞受賞者は次の選考方法によって決定する。

- 2 受賞者は選考委員会においてこれを決定する。
- 3 選考委員は会頭の委嘱したものをもって組織する。
- 4 受賞者はあらかじめ定められた期間の広島医学に発表せられた業績中から選考し、これを決定する。
- 5 会員は前第3項の規定により表彰に値する論文を会頭に申し出ることができる。

**第4条** 第3条によって決定された受賞者には賞状並びに賞金を贈って、会頭がこれを表彰する。

**第5条** 会頭は、受賞者に対して広島医学会総会の席上において受賞講演を要請することができる。

## 楨殿賞に関する規約

**第1条** 本賞は臨床医家の研究業績を顕彰し、以てその研究意欲を鼓舞し医道昂揚に資することを目的とする。

**第2条** 本賞は楨殿順氏から供与された200万円の基金をもってこれに充てる。

**第3条** 本賞受賞者は広島県医師会員にあって開業医家を優先する。

**第4条** 本賞受賞の対象とする業績は研究機関においてなされたものを除く。

**第5条** 本賞の受賞を推薦しようとするものは予め定められた日までに広島医学会会頭に申告するものとする。

**第6条** 申告には次の書類が必要である。既に発表された該当論文の別冊もしくは概要。

**第7条** 広島医学会会頭は広島医学会賞選考委員会にはかつて受賞者を決定する。

**第8条** 受賞候補者が数名あってその業績、人格に順位を決し難い場合は1名以上を受賞者とすることができます。

**第9条** 顕彰に値する候補者がないと認めた場合は次年度に繰り越すものとする。

**第10条** 受賞者は当該年広島医学会総会の席上で会頭が賞状を授与し、賞金を贈つてこれを顕彰するものとする。

**第11条** 会頭は、受賞者に対して広島医学会総会の席上において受賞講演を要請することができる。

### 論文奨励賞に関する規約

**第1条** 本賞は初期臨床研修医の医学・医術の向上を目的として、医学研究成果を発表し業績を顕彰することを目的とする。

**第2条** 本賞受賞者は初期臨床研修医であることを要する。

**第3条** 本賞受賞者は次の選考方法によって決定する。

- 2 受賞者は選考委員会においてこれを決定する。
- 3 選考委員は会頭の委嘱したものをもって組織する。
- 4 受賞者はあらかじめ定められた期間の広島医学に発表せられた業績中から選考し、これを決定する。
- 5 初期臨床研修医は前第4項の規定により表彰に値する論文を会頭に申し出ることができる。

**第4条** 第3条によって決定された受賞者には賞状並びに賞金を贈つて、会頭がこれを表彰する。

**第5条** 会頭は、受賞者に対して広島医学会総会の席上において受賞講演を要請することができる。

### 附 則

(施行期日)

この規約は、平成26年6月8日より施行する。

## 広島臨床外科医学会賞及び広島臨床外科医学会奨学金に関する規約

**第1条** 広島臨床外科医学会賞（以下医学会賞という）及び広島臨床外科医学会奨学金（以下奨学金という）は臨床外科医学医術の振興、研究意欲の高揚を計ることを目的とする。

**第2条** 昭和9年広島の外科医、島 薫、松尾信吉、日下部旦三らの提案から日本臨床外科医学会は発足し、今日の発展をみた。これを広島の外科医は誇りに思い、その意にそなへく第45回日本臨床外科医学会が広島で開催されたのを機会に医学会賞、奨学金基金を設立した。

**第3条** 医学会賞の受賞者及び奨学金の取得者は広島県医師会の会員であることを要する。

**第4条** 医学会賞はあらかじめ定められた期日より3年以内に発表された研究業績に対し、奨学金は秀れた研究計画の下に、新たに研究を始めようとするもの、又は研究を継続している者に対して与えられる。

**第5条** 医学会賞の受賞者及び奨学金の取得者は臨床外科振興基金運営委員会（以下運営委員会という）に於いてこれを決定する。

**第6条** 運営委員会は広島外科会より推薦された委員5名及び県医師会常任理事5名を以て組織する。

2. 委員は広島県医師会会長が委嘱する。

**第7条** 広島医学会会頭は広島医学会総会に於いて賞状及び賞金又は奨学金を贈呈しこれを顕彰する。

**第8条** この規約の改廃は運営委員会の議を経なければならない。

**第9条** この規約に定めるものの外必要な事項は別に定める。

## 広島臨床外科医学会賞及び広島臨床外科医学会奨学金に関する規約施行細則

**第1条** 医学会賞及び奨学金は基金の利息をもってこれにあてる。

**第2条** 応募しようとする者は毎年定められた期日までに次の書類を広島医学会会頭に提出するものとする。

医学会賞

発表された論文の別刷

電子出版に掲載された論文は、その印刷された別冊

奨学金

現在継続中の研究ならびに新しく取りかかろうとする研究の概要

**第3条** 医学会賞ならびに奨学金を申請しようとするものは広島大学外科教室（第1外科、第2外科、整形外科、脳神経外科、原医研腫瘍外科）の教授又は広島外科会会長の推薦を要する。